

# 平成29年度 水田活用の直接支払交付金について

平成29年1月10日

政策統括官付 穀物課 水田農業対策室

# 水田活用の直接支払交付金の概要

【平成29年度予算概算決定額： 315,000(307,765)百万円】

- 水田で飼料用米、麦、大豆等を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図る。

## 【交付対象者】

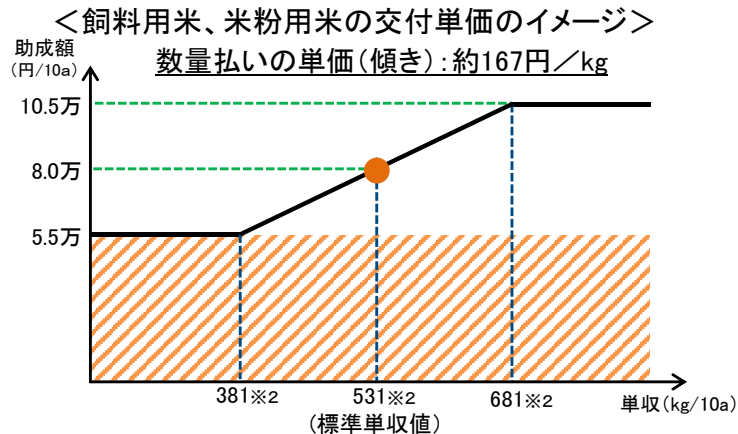
販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

## 【支援内容】

### (1) 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 5.5万円～10.5万円/10a

※1 子実用とうもろこし(飼料用)を含む



注1：数量払いによる助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件  
 注2：※2は全国平均の平年単収（標準単収値）に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めている単収（配分単収）を適用

### (2) 産地交付金

- 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援

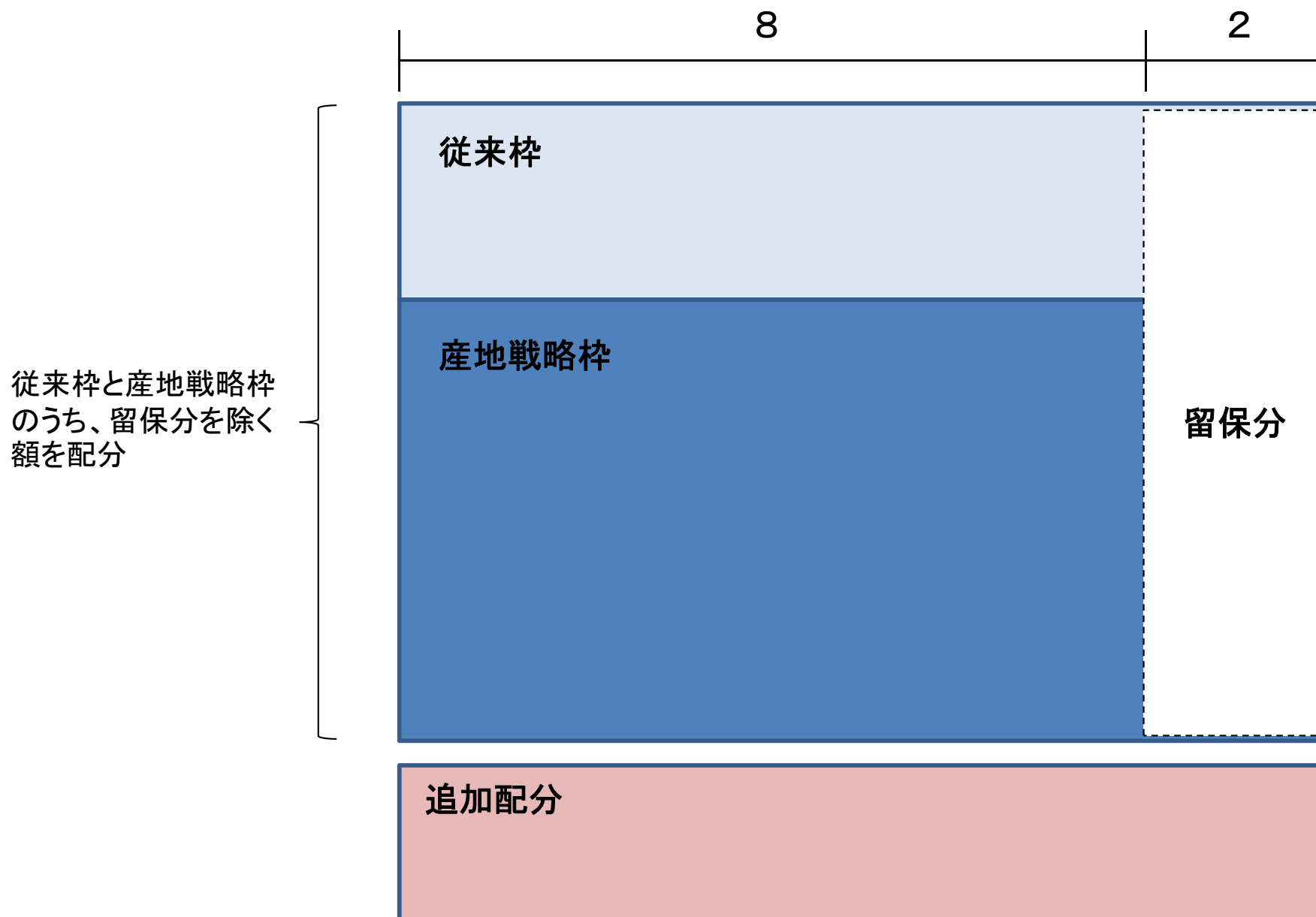
- また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行う

対象作物	取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米	多収品種への取組	1.2万円/10a
加工用米	複数年契約(3年間)の取組 ※継続分のみ。	1.2万円/10a
備蓄米	平成29年産政府備蓄米の買入入札における落札 ※平成23年度に県別優先枠として配分した6万トンについては対象外。	0.75万円/10a
そば、なたね	作付の取組 ※基幹作のみ。	2.0万円/10a

このほか、主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回ることとなる都道府県に対して0.5万円/10aを配分

- ※ 交付金の交付に当たっては、米の生産ができない農地を交付対象から除外するための基準の明確化等の措置を講じます。

# 平成29年度 産地交付金の配分について



- ※1. 留保分については、まずは、生産数量目標を深掘りして戦略作物が拡大した場合の戦略作物助成に充てる。  
残余の留保分は、追加配分と合わせて10月頃に産地交付金(従来枠、産地戦略枠)の2回目配分として配分する。
- ※2. 産地交付金の単価については、8割配分を前提に設定すること。

# 平成29年度における財務省予算執行調査への対応方向について

財務省 予算執行調査における指摘	平成29年度における対応方向
<p>1 水田機能を有していない農地等への交付            現況として米の生産ができない農地などを交付対象から除外するため、除外すべき基準を明確で具体的なものとし、各協議会で厳正な運用が行われるようにすべき。</p>	<p>○ 【畑地への対応】            畑地は産地交付金の交付対象から除く            (4ページ参照)</p> <p>○ 【水田への対応】            実施要綱において、交付対象となる農地の基準を設定(4ページ参照)</p>
<p>2. 飼料用米への支援            多収品種を基本とし、食料・農業・農村基本計画等の目標に向けた生産性の大幅な向上が見込まれる場合に限定するとともに、標準的な交付額を適用する単収を、単収向上のインセンティブを十分確保するよう継続的に更新すべき。</p>	<p>○ 変更なし</p> <p>〔ただし、今後、多収化など生産性の向上に向けた取組みの定着状況を踏まえて、標準的な交付額を適用する単収の更新を検討〕</p>
<p>3. 産地交付金による支援            水田農業の収益力向上と財政支援への依存からの脱却を促すような交付の仕組みに改めるべき。</p>	<p>○ 水田農業の収益力向上等の視点から、水田フル活用ビジョンに掲げた成果目標の達成度の評価検証等を実施            (7ページ参照)</p>
<p>4. 二毛作助成、耕畜連携助成            栽培技術の定着等により、取組はほぼ定着している状況にあることから、財政支援を受けずに取組を継続することを促すような交付の仕組みに見直すべき。</p>	<p>○ 地域における取組の定着状況に応じて、交付単価や交付期間を調整するなど、財政支援を受けずに取組の継続を促すような交付の仕組みとするため、産地交付金化する</p>

# 交付対象となる農地について

## 予算執行調査 の指摘

水田機能を失っている農地や経営判断として米の生産を再開するとは考えにくい農地にも、交付金が交付されている事例があった。このため、現況として米の生産ができない農地等を交付対象から除外すべき。そのため、除外すべき基準を明確で具体的なものとし、各協議会で厳正な運用が行われるようにすべき。



### 畑地への対応

#### 【現行規定】

- 産地交付金は、都道府県の判断で、畑地で生産する作物を対象とすることができる。



#### 【改正案】

(当該規定の廃止)

### 水田への対応

#### 【現行規定】

- 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けを行うことが困難な農地であって、地域農業再生協議会が本制度の推進上当該農地への交付金の交付が必要ないと判断するものは、交付対象から除く。



#### 【改正案】

- 次の2つの要件のどちらかに該当する農地は、交付対象から除く。
  - ① たん水設備(けい畔等)を有しない農地(直ちに均平することが難しい傾斜がほ場にある場合を含み、作物の生産性の向上のため一時的にけい畔を撤去している場合を除く。)
  - ② 所要の用水を供給しうる設備(用水源に加え、用水源から引水を行う用水路等の設備をいう。)を有しない農地又は土地改良区に対して水田に係る賦課金が支払われていない農地(天水のみで水稻生産を行えることを近隣水田の作業日誌等で示すことができる場合を除く。)

※ 交付対象農地は、平成29年度に交付申請のあった作物の作付状況の確認と併せて当該農地について確認。上記確認の結果は、交付対象と判断した農地の状況等ごとに整理して国に報告。国はこの報告を踏まえ、次年度以降の要件を検討。

## 見直しのポイント

- ② 農業委員会・機構と土地改良区との間で事業参加資格者に係る情報共有を図る。
- ③ 共有地に係る事業同意等について代表制を導入。
- ④ 国・都道府県営土地改良事業に係る申請人数要件を廃止(かんがい排水事業についても同様)。
- ⑤ 水田の畑地化・畑作物に軸足を置いた汎用化を推進。

### <② 農業委員会・農地中間管理機構との情報共有>

#### (背景)

- 今後、担い手への農地の流動化が加速化する中、権利の移動に伴う事業参加資格者を適切に把握する必要。

#### (対応)

- ① 農業委員会が保有する農地台帳  
② 機構が保有する農地中間管理事業に関する帳簿  
③ 土地改良区が保有する土地原簿等  
に係る事業参加資格者の情報共有を図る。

### <③ 共有地に係る代表制の導入>

#### (背景)

- 共有地については現行制度上、事業に関する同意等に当たり、共有者全員の意思を確認する必要があり、事業の円滑な実施の支障。

#### (対応)

- 共有地の代表者が共有者の意向をとりまとめ、共有地に関する意思を表明できる仕組み(事業に関する同意等を合わせて1票としてカウント)を導入。

### <④ 申請人数要件の廃止>

#### (背景)

- 経営体の大規模化が進んでいる地区では、農地の集積・集約化の進展により、事業参加資格者が減少しており、申請人数要件(15人以上)を満たせない支障が発生。

#### (対応)

- 国・都道府県営土地改良事業の申請人数要件を廃止。

### <⑤ 水田の畑地化への対応>

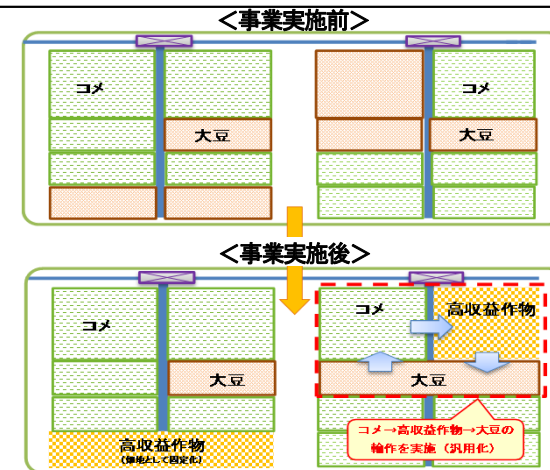
#### (背景)

- 主食用米について、年々需要が減少している中、需要に応じた生産を推進するとともに、農家所得の向上を図るためには、高収益作物の導入を促進する必要。

#### (対応)

- 水田の畑地化・畑作物に軸足を置いた汎用化(中山間地域で畑地化する際は併せて緩傾斜化・高機能化)を推進。

水田の畑地化・畑作物に軸足を置いた汎用化のイメージ

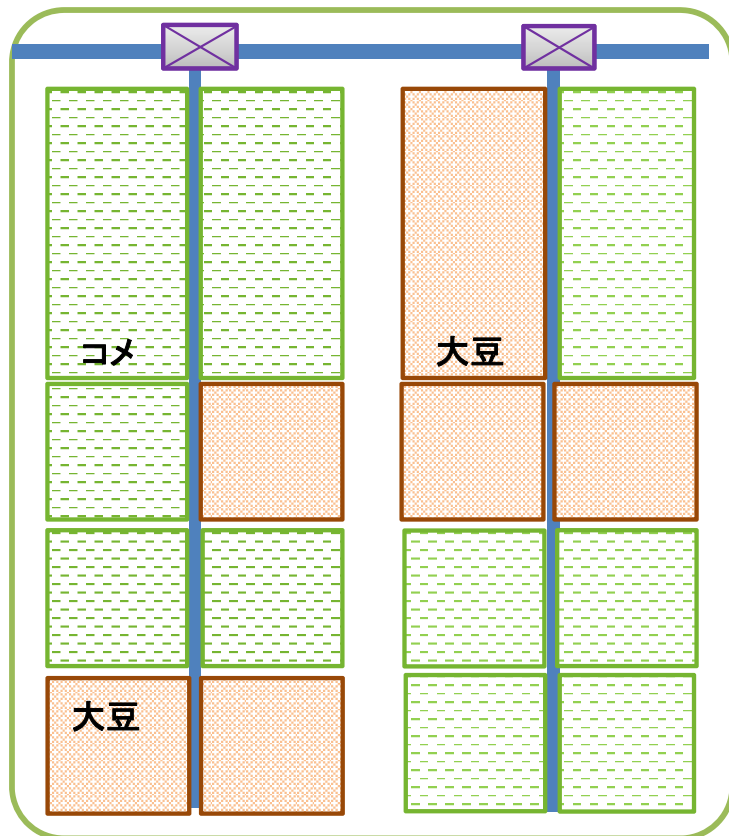


- 畑地化や畑作物に軸足を置いた汎用化のための基盤整備に当たっては、水利用調整・土地利用調整や、高収益作物の導入を円滑に進めるため、地区の負担軽減等の措置を実施。
- 上記の基盤整備を行った場合には、当該地区には水田活用の直接支払交付金を交付しないが、このうち畑作物に軸足を置いた汎用化をした部分については、事業完了後5年間は激変緩和措置を実施。

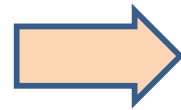
「畑地化・汎用化の推進による高収益作物の導入支援」  
 (高収益作物導入促進基盤整備事業)における激変緩和措置のイメージ

- 畑地化や畑作物に軸足を置いた汎用化のための基盤整備に当たっては、高収益作物の導入を円滑に進めるため、農家の負担軽減対策として促進費を交付。
- 促進費が交付された地区には、水田活用の直接支払交付金を交付しないが、このうち畑作物に軸足を置いた汎用化した部分（下記イメージ青枠点線部分）については、激変緩和措置として事業完了後5年間は戦略作物助成を措置。  
 ※ なお、激変緩和措置期間(5年間)においても、戦略作物から高収益作物へ段階的に転換を進めるなど、計画的な営農転換を図っていただきます。

【事業実施前】



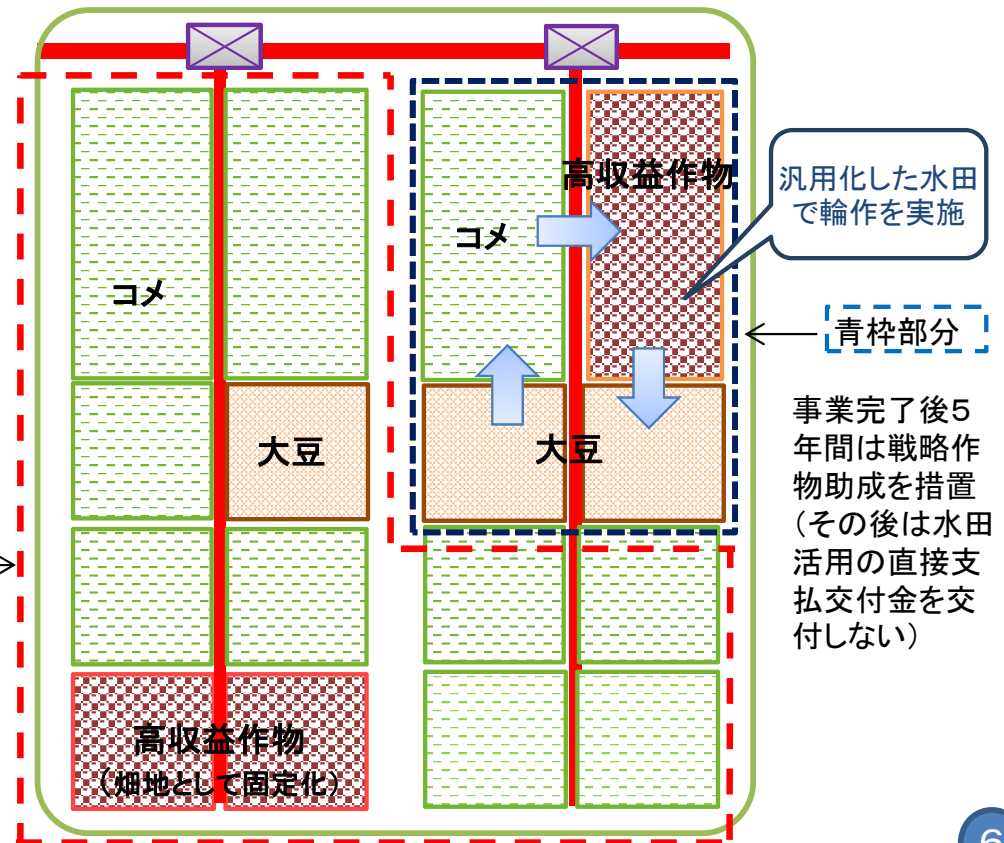
畑作物や畑作物に軸足を置いた汎用化のための基盤整備を実施  
 (促進費を交付)



赤枠部分 →

事業完了直後から水田活用の直接支払交付金を交付しない

【事業完了後】



## 予算執行調査 の指摘

平成26年度の産地交付金のうち約5割が、収益性が低く国の助成がなければ赤字となる「戦略作物」に交付された。財政支援に依存する営農を温存する配分や交付せずとも営農を継続できる場合でも交付している事例が少なくないと考えられることから、収益力向上のための一時的な支援に限定するなど、水田農業の収益力向上と財政支援への依存からの脱却を促すような交付の仕組みに改めるべき。



- 平成29年度における産地交付金の使途設定に当たっては、高収益作物への支援を一層強化することとし、平成28年度における高収益作物に対する交付予定額(特別交付金を含む。)を上回る交付予定額とすることを努力目標とする。
- また、高収益作物や飼料用米の多収品種への転換など水田農業の収益力向上等の視点から、平成28年度を目標年として水田フル活用ビジョンに定めた産地交付金(産地戦略枠)の成果目標の達成度に係る評価検証を行う。



## (参考2) 飼料用米の取組状況

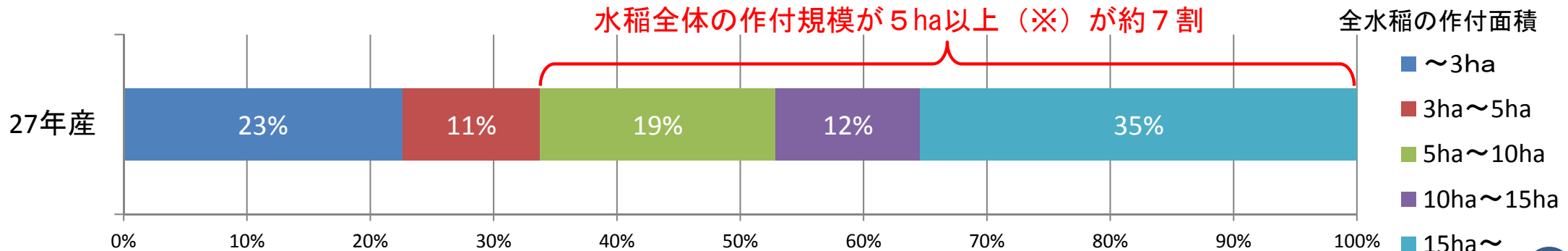
- 飼料用米については、生産量が拡大し、多収品種の導入も進展。
- また、飼料用米の生産の約7割が経営規模（全水稻の作付面積）が5ha以上の大規模農家により担われている。

### 【飼料用米の作付・生産状況】

	H26	H27	H28
飼料用米作付面積（万ha）	3.4	8.0	9.1
うち、多収品種の作付面積（万ha）	1.3	3.0	3.9
割合	39%	37%	43%
飼料用米生産数量（万トン）	1.9	4.4	4.8（※）

※ H28の生産量は、取組計画の数量

### 【飼料用米作付における、農業者の規模別（全水稻の作付面積）の飼料用米の分布状況】



※ 全水稻では、作付規模5ha以上の農家数は全体の5%

# (参考3) 平成28年産飼料用米品種別取組面積

単位：ha、%

都道府県	多収性品種		一般品種		計
	面積	割合	面積	割合	
北海道	321	12%	2,449	88%	2,770
青森県	3,638	49%	3,777	51%	7,415
岩手県	3,356	71%	1,346	29%	4,702
宮城県	1,029	17%	4,886	83%	5,915
秋田県	1,925	61%	1,227	39%	3,153
山形県	2,931	76%	909	24%	3,840
福島県	1,192	22%	4,327	78%	5,519
茨城県	3,218	41%	4,623	59%	7,840
栃木県	1,149	11%	9,253	89%	10,402
群馬県	140	8%	1,703	92%	1,844
埼玉県	495	17%	2,362	83%	2,857
千葉県	2,179	46%	2,582	54%	4,761
東京都					
神奈川県	1	5%	15	95%	16
山梨県	5	32%	11	68%	17
長野県	146	42%	202	58%	348
静岡県	936	92%	79	8%	1,014
新潟県	2,247	55%	1,812	45%	4,058
富山県	303	37%	511	63%	814
石川県	386	56%	305	44%	692
福井県	792	70%	333	30%	1,125
岐阜県	775	27%	2,125	73%	2,900
愛知県	159	9%	1,623	91%	1,782
三重県	1,029	58%	756	42%	1,785

都道府県	多収性品種		一般品種		計
	面積	割合	面積	割合	
滋賀県	66	8%	771	92%	837
京都府	122	91%	12	9%	134
大阪府	0	0%	6	100%	6
兵庫県	175	65%	96	35%	272
奈良県	6	9%	62	91%	68
和歌山県	2	52%	1	48%	3
鳥取県	1,107	100%	0	0%	1,107
島根県	1,099	96%	50	4%	1,149
岡山県	897	59%	632	41%	1,529
広島県	514	96%	20	4%	534
山口県	628	79%	165	21%	792
徳島県	287	34%	566	66%	853
香川県	68	20%	272	80%	340
愛媛県	184	53%	165	47%	349
高知県	585	60%	388	40%	973
福岡県	1,873	100%	1	0%	1,874
佐賀県	382	85%	66	15%	448
長崎県	63	35%	119	65%	182
熊本県	901	68%	425	32%	1,326
大分県	1,263	85%	217	15%	1,480
宮崎県	313	63%	181	37%	494
鹿児島県	347	41%	505	59%	852
沖縄県					
合計	39,233	43%	51,936	57%	91,169

上記数量は、9/15時点で認定した計画面積を集計したもので、現地確認等の結果で変更する場合があります。

※ 多収品種には、知事特認品種を含む。

<p>事案名</p>	<p>(26) 水田活用の直接支払交付金（農林水産省：一般会計）</p>	
<p>概要</p>	<p>主食用米の需要の減少に応じて水田における主食用米以外の作付を促すため、主食用米以外の作付面積に応じて生産者に支払う交付金。</p>	
<p>予算額</p>	<p>平成27年度 277,026百万円（参考：平成28年度 307,765百万円）</p>	
<p>調査結果</p>	<p>今後の改善点・検討の方向性</p>	
<p>交付対象の水田については、<u>畦畔がないなど水田機能を失っている農地や経営判断として米の生産を再開するとは考えにくい農地にも、本交付金が交付されている事例があった。</u></p> <p>飼料用米については、<u>農業現場における推進が、①主食用米の生産抑制のため、②国や県が推進しているため、行われている地域が多い。</u>また、<u>単収の実績を見ると、本交付金による単収向上のインセンティブ付けが弱まっており、主食用米と区分しない作付も増加している。</u>飼料用米は本交付金により収入の見通しが立てやすいため、<u>価格が収穫期にわかる主食用米から作付を振り替える例も増えているとの意見もあった。</u></p> <p>産地交付金については、<u>財政支援に依存する営農を温存する配分や交付せずとも営農を継続できる場合でも交付している事例が少なくないと考えられる。</u></p> <p>二毛作助成、耕畜連携助成については、<u>栽培技術の定着等により、取組はほぼ定着している状況にある。</u></p>	<p>現況として<u>米の生産ができない農地や米以外の生産が継続している農地を、交付対象から除外すべき。</u>そのため、<u>除外すべき基準を明確で具体的なものとし、各協議会で厳正な運用が行われるようにすべき。</u></p> <p>飼料用米への支援は、<u>多収品種を基本とし、食料・農業・農村基本計画等の目標に向けた生産性の大幅な向上が見込まれる場合に限定するとともに、標準的な交付額を適用する単収を、単収向上のインセンティブを十分確保するよう継続的に更新すべき。</u>また、<u>水田農業における需要に応じた自主的な生産を定着させるため、自立的な経営判断を促すような支援のあり方を検討すべき。</u></p> <p>産地交付金については、<u>水田農業の収益力向上と財政支援への依存からの脱却を促すような交付の仕組みに改めるべき。</u></p> <p>二毛作助成、耕畜連携助成については、<u>財政支援を受けずに取組を継続することを促すような交付の仕組みに見直すべき。</u></p>	